

## 第 22 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 22 年 12 月 6 日 ( 金 ) 15:30 ~ 16 : 50
- 2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 共用第 1 2 1 4 特別会議室
- 3 出席者 ・ 首藤部会長、廣松委員、佐々木委員、西郷専門委員、菅専門委員、近藤専門委員、野辺地専門委員  
・ 審議協力者 ( 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行 )  
・ 調査実施者 ( 江刺総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課平成 24 年経済センサス準備室長、佐々木平成 24 年経済センサス準備室統括統計官、今井経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室長、平野経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室長 )  
・ 事務局 ( 杉山内閣府統計委員会担当室参事官、坂井総務省国際統計企画官ほか 3 名 )
- 4 議 題 経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について

### 5 概 要

( 1 ) 事務局から、前回部会結果の概要について説明が行われ、その後、答申案についての審議が行われた。審議の結果、答申案については所要の修正を行うこととされ、修文案を確認の上採択された。なお、答申案の修文の表現の最終確認については、部会長に一任することとされた。

( 2 ) 委員・専門委員等からの主な意見は以下のとおり。

< 答申案について >

( 「 2 経済センサス-活動調査の実施 ( 2 ) 理由等 イ 調査対象 」 に対する意見 )

調査対象名簿の作成の妥当性については、「調査対象の捕捉率を高める」という文言を加えるとともに、調査計画の説明には重複した記述があるため削除した方がよい。

( 「 2 経済センサス-活動調査の実施 ( 2 ) 理由等 ウ 調査方法 」 に対する意見 )

単独事業所の定義について、「支所等を持たない 1 か所のみの事業所」と表現されているが、かえって分かりにくくなっている。単独事業所は「単独事業所」で分かるので定義しない方がよい。

調査方法に関して、「単独事業所における積雪地域の調査方法」とあるが、唐突感があるため、平成 24 年経済センサス-活動調査において、積雪地域が問題とされる理由を分かりやすくするため、「平成 24 年 2 月 1 日現在で実施される」という文言を

加えた方が良い。

(「2 経済センサス-活動調査の実施 (2) 今後の課題」に対する意見)

活動調査結果の利用者における利用可能性について、「事業所の売上高と企業の売上高が集計可能となり」としているが、利用可能性が広がるのは売上高に限らないことから、「事業所と企業の経理事項の関係が明確になり」と表現した方が正確かつ分かりやすいので修正願いたい。

企業の内部取引額の取扱いにより「事業所の売上高と企業の売上高」が異なるとされているが、「同一企業内の事業所の売上高と企業の売上高」とした方がより正確である。

(その他)

上記のほか、調査実施者に対して、調査の際に考慮すべきこととして、製造業等における長期生産物の売上高の把握について、工業統計調査との継続性を含め調査対象に誤解が生じないようにしてほしいとの意見があったが、答申案に含意されているため、案文の修正は不要とされた。